

新たな商品開発とEC市場への進出を応援します!!

R6.4~  
new

## 小牧市中小企業地場產品創出支援補助金のご案内

市内での新たな商品開発・製造とEC市場（電子商取引市場）、ふるさと納税市場への進出に向けた設備導入に要する経費の一部を補助します。

### 1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

### 2 補助対象事業

補助対象事業は、新たな機械設備等を導入して地場產品の開発・製造を行いその商品のEC市場、ふるさと納税市場への進出による新事業展開を図る取組み。

認定申請書を提出し認定を受けた後に機械設備等を導入し、かつ認定を受けた日の翌年度の2月末日までに新たに開発・製造した地場產品のEC市場への登録等が完了するもの。

※地場產品とは、こまき応援寄附金制度のお礼の品の登録要件を満たす商品等とする。

※EC市場への登録等とは、販売を目的として、自社のECサイト、既存のモール型ECサイト（楽天やアマゾンほか）等へ地場產品の情報を登録すること又はこまき応援寄附金（ふるさと納税）のお礼の品の認定申請を行うこととする。

※市内事業所で取組む事業とする。

※国・県・その他の機関から同一事業に対して補助金を受給している事業は、対象外とする。

### 3 補助対象経費

下記のいずれかに該当する経費とします。

- ① 補助対象事業の商品を開発・製造するために使用する機械設備の購入費、リース料
- ② ①と一体的に導入するシステム、ソフトウェア構築費（②単体は対象外）
- ③ ①と一体的に導入するソフトウェアの購入費用・利用料（③単体は対象外）
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

※市内事業所にかかる経費とする。

※リース料や利用料を含め、認定から補助金の交付決定までに支払いが完了した経費のみ対象とする。

※消費税は除く。

## 4 補助対象外経費

下記のいずれかに該当する経費は補助対象外です。

- ① 事業所等の購入、借用、工事、改修に伴う経費
- ② 中古品の取得に伴う経費
- ③ 複数の事業者で共同所有する設備等の経費
- ④ 補助対象事業の商品開発・製造に寄与しない設備更新に係る経費
- ⑤ 補助対象事業の商品開発・製造に直接関係しない環境整備費（Wi-Fi 設置など）、セキュリティ対策費、PC、プリンター、電話等に係る経費
- ⑥ ウェブサイト、EC サイトの導入経費  
(ウェブサイト、自社 EC サイトにかかる経費については別途補助金で対応)
- ⑦ その他市長が不適切と認めるもの

## 5 補助金額

補助対象経費×1／2（限度額100万円）

※100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。

## 6 申請から交付の流れ

- ① 小牧市中小企業地場產品創出支援補助金交付認定申請書（様式第1）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。（申請日において契約前であることが必要です。）

※申請は同一年度、1事業者につき1回のみ可能です。

＜交付申請書提出時の添付書類＞

- (1) 補助事業計画書（様式第2）
- (2) 機械設備等の導入経費の見積書（補助対象経費の内訳がわかるもの）
- (3) 導入する機械設備等が補助対象事業の地場產品の開発・製造に該当する  
ことが確認できる資料（メーカーの仕様書、カタログ等）
- (4) 登記事項証明書（個人の場合は直近の確定申告書）の写し
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類  
(申請日以前 1年間において納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資  
産税の納税証明書又は領収書の写し) ※個人の場合は小牧市市民税
- (6) その他市長が必要と認める書類

- ② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業地場產品創出支援補助金交付認定通知書の送付

※認定通知書の受取後に計画に変更や中止等が生じた場合には変更手続き（様式第5、  
変更等承認申請書）が必要です。

③ 補助対象事業（機械設備等の導入）の実施

※事業実施後に計画に変更や中止等が生じた場合には変更手続きが必要です。

④ 設備等導入完了届の提出

機械設備等の設置が完了した日又は補助対象経費の支払を終えた日から40日以内に設備等導入完了届を市役所商工振興課へ提出して下さい。

＜設備等完了届提出時の添付書類＞

- (1) 設備等の設置の状態を示す写真
- (2) 設備等の設置に係る契約書の写し
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費の内訳がわかるもの）
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

⑤ 補助対象事業（地場産品の開発・製造、EC 市場への登録又はこまき応援寄附金お礼の品認定申請書の提出）の実施

※設備等を導入しても、何らかの事情により地場産品の開発・製造、EC 市場への登録やこまき応援寄附金のお礼の品の認定申請を行わなかった場合は、補助金の認定取消となります。（小牧市から申請者宛に補助金交付認定取消通知書を送付）

⑥ 補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出

補助対象事業の完了（導入した設備等により開発・製造した地場産品のEC市場への登録又はこまき応援寄附金のお礼の品の認定申請）した日から40日以内又は②認定通知書を交付日の翌年度の2月末日までのいずれか早い日までに小牧市中小企業地場産品創出支援補助金交付申請書に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

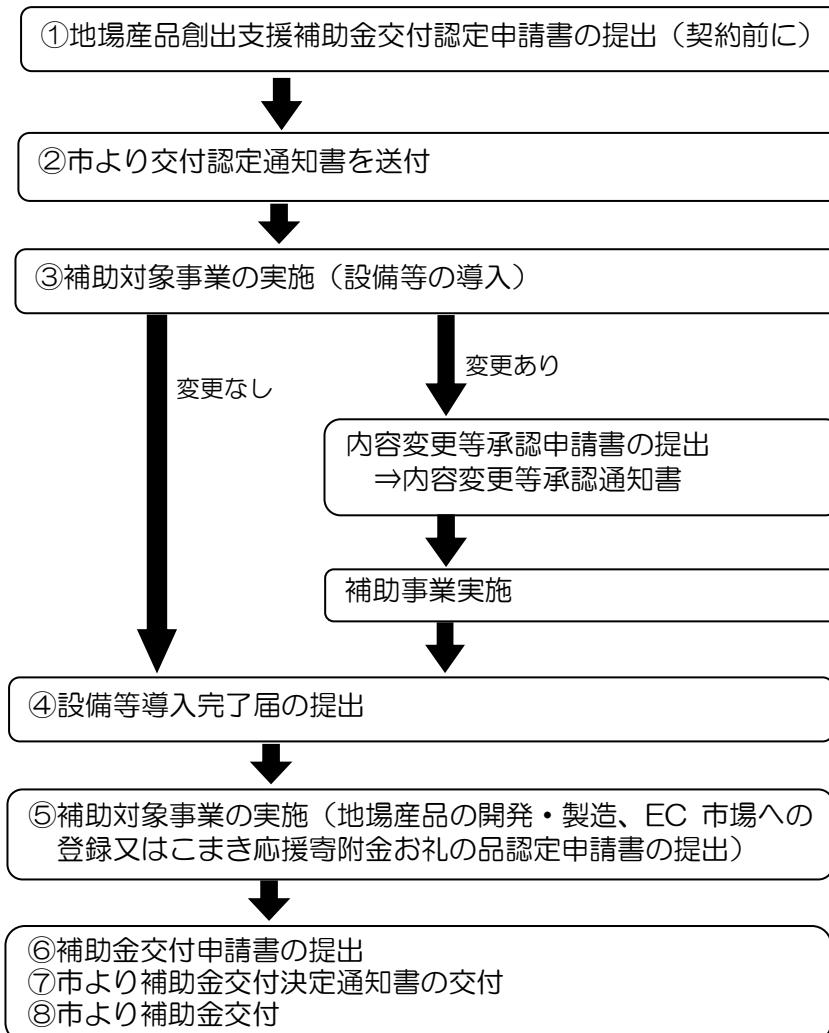
＜補助金交付申請書提出時の添付書類＞

- (1) 導入した設備等により製造した地場産品をEC市場に登録したことが分かる書類又はこまき応援寄附金お礼の品認定申請書の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類（①の申請時以降に追加で支払ったもの）
- (4) 小牧市中小企業地場産品創出支援補助金交付請求書 ※請求日は空欄
- (5) その他市長が必要と認めるもの

⑦ 小牧市から申請者宛に補助金交付決定通知書を送付

⑧ 補助金交付

## 7 申請の流れ（フロー）



<問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地  
TEL: 0568(76)1112 FAX: 0568(75)8283